

平成16年8月19日

ヴァレオ・エスエイ
チェアマン・オブ・ザ・ボード
チーフ・オペレーティング・オフィサー
シェリー・モリン 殿
照会者代理人 弁護士 寺井 庸雅 殿
同 角田 太郎 殿

金融庁総務企画局企業開示参事官 池田 唯一

「証券取引法」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について
(平成16年7月8日付照会文書に対する回答)

株式の募集を従業員持株会に対して行う場合、勧誘の相手方を従業員持株会の一者とみるか、実際上の出資者である従業員持株会の会員である各従業員とみるかについては、「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)5-15」により、株主名簿に持株会の名義で登録されていること、議決権の行使は持株会が行うこと、配当金を持株会名義でプールし運用するシステムをとっていること等をもとに総合的に判断し、これらの要件が満たされれば、勧誘の相手方を従業員持株会として取り扱うこととされている。

これに照らすと、照会のあった事例の従業員投資基金は、株式の名義人が当基金であること、株式の議決権の行使は従業員側の代表者及び会社側の代表者によって構成される監督委員会により決定されること、配当金として受領した金銭は当基金が同じ株式に再投資するか、スワップ契約を結んだ銀行に支払うこと、従業員が当基金から退会する場合は持分に応じた金銭を支払い、株式の交付は行わないことから、当該勧誘は当基金一者を相手方とするものであると認められる。国内において当該会社は公開企業でなく、よって、当基金一者を相手方とする当該勧誘自体は募集に該当せず、証券取引法第4条第1項の届出及び同法第15条第2項の目論見書の交付は不要である。

(注)本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。